

4 不妊治療・病気治療と仕事の両立

近年の晩婚化などを背景に不妊治療を受ける夫婦は増加しており、働きながら治療を受ける方も増加傾向にありますが、仕事と治療の両立ができず16%の方が離職[※]しています。（※厚生労働省平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」）

不妊治療は、頻繁に通院する必要があるものの、1回の治療にかかる時間は治療内容等によりさまざまです。

不妊治療だけでなく、病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援も、健康管理やワーク・ライフ・バランス推進の観点から必要とされています。

Q1. どんな制度があるの？

不妊治療を受けながら仕事を続けるためには、まずは会社がどのような制度を持っているか調べるのが大切です。不妊治療のための休暇・休職制度、テレワーク制度や費用の助成制度など、就業規則を確認するか、人事労務担当者に聞いてみましょう。また使用者は制度について理解し、労働者が治療を受けやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

Q2. 不妊治療連絡カードって何ですか？

不妊治療を受ける、または今後予定している労働者が、使用者側に、不妊治療中であることを伝えたり、会社独自の仕事と不妊治療の両立を支援するための制度等を利用する際に使用することを目的として作られたものです。上手に活用しましょう。

Q3. 経済的な不安はどうしたらいいの？

経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する国の制度があります。

◆所得制限なし、助成額は1回30万円（1子ごと年齢に応じて最大6回まで[※]）、妻の年齢が43歳未満まで
※40歳未満は6回まで、40歳以上43歳未満は3回まで

国の制度のほかに、自治体が独自の助成を行なっている「特定治療支援事業」「特定不妊治療費助成」（名称は自治体毎に異なる）などがあります。「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に金額を上乗せする形で助成しているケースや、人工授精その他の一般不妊治療に助成を行っている自治体もあります。

◆具体的な手続きや条件などに関しては、お住まいになっている自治体のホームページなどをご確認ください。

○不妊に悩む方への特定治療支援制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>